

7月20日(日)は

# 第27回参議院議員 通常選挙

投票時間は

午前7時から  
午後8時まで



大切な選挙です。必ず投票しましょう！



第2投票所  
宮ヶ瀬地区住民センター



第1投票所  
保健福祉センター  
やまびこ館1階・健康学習室

### 投票所

投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

### 投票できる方

平成19年7月21日までに生まれ、村の選挙人名簿に登録されている方。  
なお、村内に転入された方や村外へ転出された方、または村内で住所を移された方は、左表をご覧ください。

### 投票所入場券

投票所入場券(1人1枚)は、世帯ごとに封筒に入れて発送します。投票日または期日前投票の際にご持参ください。  
※入場券をなくしてしまった場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

区分	届出などの時期	投票の場所など
村外から 転入された方	令和7年4月2日以前に 転入届を出された方	村で投票できます。
	令和7年4月3日以降に 転入届を出された方	村では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地で投票できます。
村外へ 転出された方	令和7年3月19日以前に 新住所地の市町村へ 転入届を出された方	村では投票できません。ただし、4月2日以前に転出先で転入届を出されている場合には、転出先で投票できます(転出先で登録されていない場合に限り、村で期日前投票ができる場合があります)。
	令和7年3月20日以降に 新住所地の市町村へ 転入届を出された方	村の選挙人名簿に登録されている場合には、村で投票できます。ただし、4月2日以前に転出先で転入届を出されている場合は、転出先での投票となります(村では投票できません)。
村内で 転居された	令和7年6月23日以前に 転居届を出された方	現在の住所地で投票できます。
	令和7年6月24日以降に 転居届を出された方	転居前の住所地の投票所で投票できます。

### 期日前投票

投票日に仕事や旅行、出産などの理由で、投票所での投票ができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

**日** 7月4日(金)～19日(土)  
午前8時30分～午後8時

**場** 役場庁舎4階・住民センター  
―集会室

**他** 期日前投票を行う場合は、投票日当日に投票に行けない理由の申告が必要となります。お届けする投票所入場券の裏面に記入欄がありますので、あらかじめ必要事項をご記入いただくと、スムーズにご案内ができます。

### 不在者投票

村の選挙人名簿に登録され、病院や福祉施設などに入院されているなどの理由で、投票所での投票が困難と見込まれる方は不在者投票ができます。

**期** 7月4日(金)～19日(土)  
**指定病院などでの不在者投票**

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や福祉施設などに入院(所)中の方で、投票

所での投票ができない方は施設で不在者投票ができます。

### 他市町村での不在者投票

長期出張などで遠隔地に滞在しているため、投票所での投票ができない方は、滞在されている市区町村選挙管理委員会では、選挙管理委員会宛に投票用紙を請求してください(請求書は村ホームページからも取得可)。

### 郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方は、身体障害者福祉法により身体障害者手帳が交付されている方と、戦傷病者特別擁護法により戦傷病者手帳が交付されている方のうち、障害が一定程度のものに該当される方、または介護保険法により、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に限られます。

また、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級の方や、戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が、特別項症から第2項症までの方は、代理記載人に投票

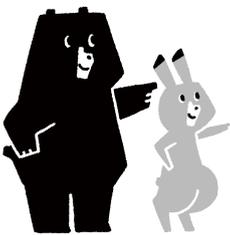
に関する記載をさせることができ  
ます。\*郵便などによる投票や代理記載制度を利用するには、選挙管理委員会での事前の手続きが必要です。

### 選挙公報

選挙公報は、新聞折込みのほか、役場庁舎や村内の公共施設などに据え置きます。新聞折込みで届かない方などは、次の施設で入手していただくか、選挙管理委員会までご連絡ください。

**場** 役場庁舎、保健福祉センター  
―やまびこ館・ひまわり館、生涯学習センターせせらぎ館、道の駅「清川」、宮ヶ瀬地区住民センター、ふれあいセンター「別所の湯」、煤ヶ谷診療所、煤ヶ谷郵便局など。

**問** 選挙管理委員会事務局  
☎ (288) 1212



## 18歳になられた新規有権者の皆さんへ

令和7年7月20日までに18歳になられた(なられる)皆さんが、清川村の選挙人名簿\*に登録されます。貴重な1票を無駄にすることなく、ぜひ、投票に行きましょう。

\*選挙人名簿は公職選挙法第21条の規定に基づき、18歳以上で引き続き3カ月以上住民基本台帳に記載されている市区町村で登録されます。

**おねがい**

進学や就職などにより他の市区町村へ転出の場合には、新たな住所地の選挙人名簿への登録のため、転入・転出の届け出をしましょう。

**問** 選挙管理委員会事務局 ☎(288)1212

## 村ホームページをご確認下さい

今回の選挙に関する詳しい情報や過去の選挙結果などは、村ホームページで公表しておりますのでご確認ください。

また、期日前投票の投票者数や投・開票日当日の投票および開票の状況も同ページに掲載しますので、併せてご確認ください。

**問** 選挙管理委員会事務局 ☎(288)1212



村ホームページ